

令和4年11月
(第28回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和4年11月25日(金曜日)

令和4年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年11月25日（金曜日） 午後9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員（12人）

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	山 之 口 勝 一
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局主幹兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第93号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
報告第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の変更について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年11月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席されておりますので総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、2番の北之口委員と3番の富田委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と中村氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(2ページ 議案第92号の議案書、3ページの集計表読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれお目通し下さい。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

5番： はい。5番後藤です。11月18日朝8時より申請人と大内山委員と現地調査を行いました。現地は国道〇〇号〇〇を200m程〇〇集落内に入ったところにあり、申請人宅のすぐ隣で、以前から譲渡人が荒廃しないように管理していたところです。申請人は現在ピーマンを主体の経営を行っています。ピーマンの天敵栽培に使うゴマやジャガイモその他、家庭菜園などとして耕作するとのことでした。
農地として耕作する意向であり問題はないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の大内山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

5 番： はい。補足ですが事務局より 700,000 円という金額になった根拠を報告してほしいという事だったので。
〇〇さんは 1 反近い面積は必要なくて 3 畝か 4 畝くらいあったらという意向だったのでですけど分筆するのも大変なので全部引き取ってくれという事で、〇〇さん宅を建てる際に買った時の値段を参考にしてこのくらいの価格を付けたという事です。以上です。

議長： 今の説明でよろしいですか。ご意見ございませんか。
それでは、受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号 1 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 9 2 号受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 9 2 号受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

次に議案第 9 2 号受付番号 2 番です。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号 2 番の資料については 6 ページ、7 ページです。
それぞれ御目通し下さい。また別添の調査表についても併せてご覧頂きたいと思ひます。よろしくをお願いします。ここで担当委員の現地調査の報告を求めます。

1 番： 山之口です。11月20日11:00より田邊委員、申請人と3人で現地調査を実施行いました。現地は〇〇より南東側約 1Kmに位置しておりきれいに耕作してあります。〇〇氏は相続を受けられたが農業経験はなく現在まで親戚にあたる〇〇氏が耕作されておりました。
〇〇氏は現在〇〇市に在住しており今後農業をする予定がない事から今回の申請になったところでございます。〇〇氏は〇〇市在住であるが〇〇出身であり稲作、牧草と耕作しており問題はないと考えます。以上です。

議長： ただ今、事務局から説明及び報告を行いましたが、これから質疑に入ります。
何かご意見ございましたらお願い致します。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の田邊推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。それでは、受付番号 2 番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。
受付番号 2 番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第92号受付番号2番について許可やむなしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議題第92号受付番号2番については、許可することに決定いたします。

議長： 次に議題第93号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明致します。

(8ページ 議案第93号の議案書のみ読み上げ)

9ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

10ページから12ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。
よろしくをお願いします。

議長： はい。ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員
問わずご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと
思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第93号の集積計画について、異議なしとされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、異議なし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第93号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第93号は計画のとおり決定いたします。
次に報告第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております6件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告します。

(13ページ 報告第9号の議案書の読み上げ)

14ページ以降に詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の氏名の上段が、新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となっております。その他の詳細についてはそれぞれ御目通しください。よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局： はい。今回の耕作者変更については〇〇が機構の利用権を終わらせて返してきているような形になっておりますので、一旦、機構の方からは残りの期間はA to Aということで所有者が管理のみするという形での変更ということで担当の方からは聞いています。

議長： 〇〇が耕作をしないという事ですか。

事務局： はい。〇〇につきましては規模縮小をしているところですね、今、更新自体をしないような形でできていますので、〇〇の方では耕作してない農地が増えてきております。〇〇が返してきているので、そこがまた耕作放棄地になっていくので、どなたか借りる方がいらっしゃれば検討して頂ければと思います。
返される理由は聞いてはいないです。

議長： 1筆あたりの面積が広いようですので、経済課あたりと連携して畜産農家あたりにあっせんをしていかないと、大変ですよ。この件は先決しませんので。
そういった方向でよろしいですか。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いします。

12番： 横原です。事務局長に質問があるのですが、熊本、佐賀、長崎の高速道路沿いに3年前は小麦が植えてあったのですが最近、通ったら大豆に代わっていました。
県の政策とか交付金が違うのですか。
小麦であれば米のコンバインで刈れるし乾燥もできるのですが、大豆となれば収穫時期も違うし乾燥時期も違うので、大豆に切り替えて合うのですか。〇〇地区では有畜農家がないのでWCSを植えるにも植えられないので耕作放棄地が増えているのですよね。そういう所を利用して大豆などを栽培できたらと考えたので質問しました。

事務局長： この間も協力依頼が来ていました〇〇でも大豆にも取り組んでいまして、実際〇〇の方で試作はされていまして、今後品目の中には大豆も入ってくるような形で聞いております。それと合わせて飼料作物でも畑に対しての、そういった穀物飼料関係を領域展開して交付助成金をという色々食料需給率の向上の部分で国も考えているようでありまして、それらを考慮した中で、本町で植えるかどうか検討しながら、また〇〇は拡大方向で考えているようですので、農地の活用の中ではですね〇〇は地域で活動していきたいというような話もありますのでまたその所では調整をお願いする事があるかもしれません。そういった状況です。

12 番： 交付金は麦より大豆の方が多いのですか。

事務局長： 小麦は町の方でも天候的に雨が多くて病気が懸念されるという事で、そこまで付けがないと思うのですが、大豆については、小麦みたいにはないと思いますので、交付金がそうなっているのかは分からないのですけど。

12 番： 米ばかり植えていた所が大豆に代わっていて機械を買い替えてまで大豆に魅力があるというのは何かがあるのではと思ったもので、この辺りでも公社ができるのであれば公社の方で、将来的にそういった機械を貸し出してみたらと思うのですが。

事務局長： その辺りも含めて条件を確認してみようと思います。

議長： 他にございませんか。

事務局： ① その他（あっせん申し出4件）
② 12月の行事予定について

議長： それでは、以上をもちまして、令和4年11月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員